

令和8年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業
業務委託（西那須野地区・塩原地区）募集要項

令和7年10月
那 須 塩 原 市

1 事業の趣旨

本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的として実施します。

2 事業概要

(1) 事業名

令和8年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託（西那須野地区・塩原地区）

(2) 事業期間

ア 業務準備期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

イ 業務委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 履行場所（事業対象区域）

那須塩原市内（西那須野地区・塩原地区）

(4) 事業内容

養育環境等に課題を抱える、家族や学校に居場所のない児童等に対して、放課後等に以下の支援等を行っていただきます。

ア 安心・安全な居場所の提供

イ 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

ウ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

エ 食事の提供

オ 課外活動の提供

カ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築

キ 保護者への情報提供、相談支援

ク 送迎支援（居場所と対象児童の居宅、学校等）

3 応募にあたって

参加にあたっては、本要項（添付資料も含む）に記載した諸条件のほか、本市の条例・基準、国の関係法令・通知等を遵守してください。

4 応募資格

本事業に応募する資格を有する者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 本件の公募を開始する日から契約締結日までの間に、本市の指名除外又は指名停止を受けていない者であること。

(4) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存在しないこと。

5 委託料及び業務実施体制

- (1) 本事業に対する費用
本事業の運営に対して、市と受注者は業務委託契約を締結します。
委託料の総額は、99,976,000円以内とし、各年度の提案上限額は、次のとおりとする。

令和7年度	2,982,000円以内（非課税事業）
令和8年度	18,270,000円以内（非課税事業）
令和9年度	18,818,000円以内（非課税事業）
令和10年度	19,382,000円以内（非課税事業）
令和11年度	19,963,000円以内（非課税事業）
令和12年度	20,561,000円以内（非課税事業）

委託料に含まれる費用：本募集要項「2事業概要」の事業を実施するための人件費（賃金・法定福利費・福利厚生費・通勤交通費・研修費・旅費）、賃借料、食材料費、支援費、光熱水費、燃料費、修繕費、通信運搬費、消耗品費、損害賠償責任保険料、事務費、その他市長が必要と認める経費。
※令和7年度の委託料は、当事業を新たに実施する事業者に限る。
- (2) 業務実施体制
業務実施体制は、「令和8年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託（西那須野地区・塩原地区）仕様書」のとおりとします。

6 応募手続

- (1) 質問等の受付
本要項に関する質問は、必ず参加申込を希望する者が、別紙質問票に質問の内容を簡潔にまとめて記入の上、電子メールにより、下記担当課まで送付してください。来庁又は電話での質問、受付期間終了後の質問は、受け付けません。
また、質問票を提出した場合は、電話により到着の確認を行ってください。

受付期限 令和7年11月 5日（水）午後5時15分

質問等に関しては、令和7年11月12日（水）に市ホームページにて回答を掲載します。

※ただし、担当者等に対して自らの応募書類・提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため審査の事前・事後とも受け付けません。

<担当課> 那須塩原市子ども未来部子育て相談課

E-mail : kosodatesoudan@city.nasushiobara.tochigi.jp

(2) 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、令和8年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託（西那須野地区・塩原地区）申込書（様式1）に必要事項を記載・押印のうえ提出してください。

- ア 提出期限 令和7年11月19日（水）午後4時00分
- イ 提出場所 那須塩原市あたご町2番3号 西那須野庁舎2階
那須塩原市子ども未来部子育て相談課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること）

(3) 企画提案書の受付

参加申込者は、【応募書類一覧】に規定する書類（様式2から様式11-5まで）を提出してください。

- ア 提出期限 令和7年12月 1日（月）午後4時00分
 - イ 提出場所 那須塩原市あたご町2番3号 西那須野庁舎2階
那須塩原市子ども未来部子育て相談課
 - ウ 提出部数 6部（正本1部・副本5部） ※副本はコピー可
- ※企画提案書は、フラットファイル等で綴り、区分ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に下記のとおり表示してください。

令和8年度要支援児童放課後応援事業業務委託（西那須野地区・塩原地区）応募書類（正）（団体名）
または
令和8年度要支援児童放課後応援事業業務委託（西那須野地区・塩原地区）応募書類（副）（団体名）

- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること）
- オ その他 企画提案書の提出は、期限を厳守してください。（期限後の書類の提出は、受け付けません。）
書類の不備、不足がないよう十分確認のうえ提出してください。

7 審査等

参加申込者から提出された提案については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき、市が運営団体を1団体決定します。

なお、本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての提案が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、運営団体の決定を行わない場合があります。

(1) 審査方法

- ア 1次審査（資格等審査）
本要項に規定する条件等について、企画提案書により審査します。
- イ 2次審査（書類審査及び面接）
1次審査通過者に対し、那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託に関するプロポーザル選定委員（以下、「選定委員」という。）により、次の観点等から、企画提案書による書類審査及び面接（ヒアリング）審査を実施します。
 - a 事業計画の安定性、実施方針、実現性に関すること。

- b 代表者等の経営理念、能力、適性に関すること。
- c 立地・周辺環境及び居場所の内容に関すること。
- d 事業の実施方針、資金・運営等、各計画内容に関すること。
- e その他、選定委員が必要と認める事項に関すること。

※面接（ヒアリング）審査の注意事項

- ・出席者は、団体運営の責任者及び実際に事業に従事する者の計２名とします。
- ・法人等から委託された業者（コンサルタント等）による代理出席は認めません。

２次審査 審査項目及び配点

項目（配点小計）	審 査 項 目	配点
1 履行実績 （１０点）		１０
2 事業の実施方針 （３０点）	応募動機	５
	基本方針	１０
	資金計画	１０
	スケジュール	５
3 申請者等 （３５点）	幹部の能力・適性	３５
4 施設計画等 （３０点）	立地の適性	１５
	建築内容	１５
5 職員等 （３０点）	組織能力	３０
6 運営計画 （３５点）	利用者の処遇	２５
	損害賠償	５
	サービスの質の向上策	５
7 価格点（３０点）	（１－見積金額 円／提案上限額 円）×３０点	３０
合計		２００

(2) 審査の結果通知等

ア 審査結果の通知

審査結果は、1次審査・2次審査ごとに参加申込者に文書により通知します。

なお、審査の結果は、1次審査は令和7年12月8日までに、2次審査は令和7年12月下旬にそれぞれ通知します。

イ 申込の概況等の公表

申込の概況、審査結果の概要等については、適宜、市ホームページで公表します。

8 スケジュール

時期等	内 容
令和7年 10月22日	公募開始（市HP）
11月 5日	質疑期限
11月12日	質疑の回答
11月19日	参加申請期限
12月 1日	企画提案書提出期限
12月 8日まで	1次審査（資格等審査）
12月 8日	1次審査結果通知
12月12日予定	2次審査（書類・プレゼンテーション内容審査）
12月 下旬	2次審査結果通知（事業者決定）
令和8年 1月 中旬	細部協議
1月 下旬	契約

9 提出書類

【別紙1】「応募書類一覧」参照

※企画提案書の提出にあたっては、わかりやすく簡潔に、A4版で換算し概ね40ページ以内を目安に作成し、記載の誤りや添付書類の不備等のないよう注意してください。（40ページを超えた場合でも減点等の対象とはなりません。）

※企画提案書は、フラットファイル等で綴り、区分ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に「令和8年度要支援児童放課後応援事業業務委託（西那須野地区・塩原地区）応募書類（正）または（副）（団体名）」を表示してください。（P.3-4参照）

※企画提案書は6部（正本1・副本5）提出してください。（副本はコピー可）

※A4サイズより小さい資料は、A4の台紙に貼り付けて提出してください。

※提出書類で写しとされているものについては、原本証明を行ってください。

※提出【別紙1】「応募書類一覧」には、提出欄に○を付し、応募書類と一緒に提出してください。

10 その他の留意点

(1) 費用負担

参加申込に関し必要な費用は、参加申込者の負担とします。

(2) 提出資料の変更の禁止

提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、認めません。

(3) 追加資料の提出等

運営団体の選定等にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求める

ことや、聴き取りを行うことがあります。

(4) 欠格事項

参加者が次の要件に該当する場合は、本事業の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽又は不正があった場合

イ 参加申込者及び参加申込者の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合

ウ その他不正な行為があった場合

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがあります。

(6) 事業の変更について

運営団体として選定された後の企画提案については、サービスの向上につながるものや天災等やむを得ないもので評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合があります。ただし、重要な事項の変更は、認めません。

(7) 選定の取り消し等について

事業開始予定日に事業を開始できない場合、事業開始後、本市の同意なく、事業計画を変更した場合には選定を取り消し、委託料の返還を求める場合があります

(8) その他

- ・施設名称（新設については団体名称も含む）については、その公益性と中立性を鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮してください。
- ・また、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設の名称と類似の名称は避けてください。
- ・なお、審査結果に対する不服の申し立ては、一切認めません。
- ・企画提案書に記載した内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとします。
- ・本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではありません。